日医発第 548 号 (保 123) 平成 25 年 9 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長 横 倉 義 武

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

平成25年8月27日付け厚生労働省告示第275号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品(12成分25品目)を薬価基準の別表に第28部追補(24)として収載したものであります。また、同日付け保医発0827第2号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が示されております。

さらに、今回薬価基準に収載された新医薬品アバタセプト製剤(オレンシア皮下注 125mg シリンジ 1mL)については、平成 25 年 8 月 27 日付け厚生労働省告示第 276 号をもって掲示事項等告示が改正されたこと等により、「C101」在宅自己注射指導管理料の対象となることが示されております。また、従来「C101」在宅自己注射指導管理料の対象であるグルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニストについて、新たな薬剤(リキスミア皮下注 300mg)が収載されましたことも申し添えます。

今回の改正内容の概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載を予定しております。

- 1 薬価基準等の一部改正に伴う留意事項について
  - (1) アセリオ静注液1000mg
    - ① 本製剤の効能・効果は「経口製剤及び坐剤の投与が困難な場合における疼痛及び発熱」とされているので、経口製剤及び坐剤の投与が困難で、静注剤による緊急の治療が必要である場合等、静注剤の投与が臨床的に妥当である場合に限り算定するものであること。なお、経口製剤又は坐剤の投与が可能になった場合には速やかに投与を中止し、経口製剤又は坐剤の投与に切り替えること。
    - ② 本製剤は、開封後は速やかに使用して残薬を破棄する製剤であること から、薬剤料は瓶単位で算定すること。

### (2) オレンシア皮下注125mgシリンジ1mL

- ① 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「過去の治療において、少なくとも1剤の抗リウマチ薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤はアバタセプト製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下、「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

### (3) リキスミア皮下注300mg

- ① 本製剤はグルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストであり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。
- ③ 本製剤の自己注射を行っている者に対して、血糖自己測定値に基づく 指導を行うために血糖自己測定器を使用した場合には、インスリン製剤 の自己注射を行っている者に準じて、医科点数表区分番号「C150」血糖 自己測定器加算を算定できるものであること。

### (4) ルナベル配合錠ULD

- ① 本製剤の効能・効果は、「月経困難症」であること。
- ② 本製剤が避妊の目的で処方された場合には、保険給付の対象とはしな

いこと。

③ 本製剤は、新医薬品(薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の4第1 項第1号に規定する新医薬品をいう。)として承認されたものであるが、 掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日間を限度とする。)の適用に当たっては、本製剤の効能・効果 に係る疾患の特性や治験の成績を勘案し、特例的に当該の投薬期間制限 を14日間ではなく30日間として取り扱うこと。

### 2 新医薬品の処方日数制限の例外について

「掲示事項等告示」の第10第2号(一) ハの規定に基づき、新医薬品については、薬価基準の収載の翌月の初日から起算して1年間は、原則、1回14日分を限度として投与又は投薬することとされているが、処方日数制限を行うことが合理的でないと考えられる新医薬品について、当該処方日数制限の例外が設けられているところである。

今般、平成25年8月27日付け厚生労働省告示第276号をもって掲示事項等告示が改正され、次の新医薬品については、当該処方日数制限の例外とされ、処方日数制限を設けないこととされた。

・イルトラ配合錠 HD 及びイルトラ配合錠 LD

また、次の新医薬品については、処方日数制限を14日ではなく30日間として取り扱うこととされた。

・ルナベル配合錠ULD(ただし、1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。)

### 3 保険医が投与することができる注射薬の追加について

保険医が投与することができる注射薬については、掲示事項等告示第 10 第 1 号に定められているが、平成 25 年 8 月 27 日付け厚生労働省告示第 275 号をもってアバタセプト製剤(オレンシア皮下注 125mg シリンジ 1mL)が薬価基準に収載されたことに関連して、同日付け厚生労働省告示第 276 号及び第 277 号により掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、同日付保医発 0827 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正され、当該製剤が「C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とされた。なお、アバタセプト製剤については、皮下注射により用いた場合に限り算定することとされた。(関連する告示・通知の改正内容等については、参考資料 2 を参照。)

また、従来「C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤であるグルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニストについて、新たな薬剤(リキスミア皮下注300mg)が収載された。

### (添付資料)

- 1. 官報 (平 25. 8. 27 第 6118 号抜粋)
- 2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について (平 25. 8. 27 保医発 0827 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長通知)

※上記通知中に以下の文書を含む

- ·参考 薬価基準告示(一覧表)
- ・参考 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項に ついて」(平成24年3月5日付け保医発第0305第1号)新旧対照 表

### (参考資料)

- 1. 薬価基準収載希望品目一覧表(薬効分類別)新医薬品
- 2. アバタセプト製剤等の保険適用上の取扱いについて(在宅自己注射関連)

編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局

目 次

告 示

〇日本国に帰化を許可する件

の規定による技能実習を定める件の の表の技能実習の項の下欄第一号ロ を定める省令の表の法別表第一の二 民認定法第七条第一項第二号の基準 監理する団体及び出入国管理及び難 定する団体の要件を定める省令第一 の二の表の技能実習の項の下欄に規 に掲げる活動の項の下欄第二十九号 部を改正する件(同三〇七) 一号トの規定による技能実習を

官

〇薬事法施行規則第十二条第一項の登 あった旨を公示する件 の業務の全部を廃止する旨の届出が 録を受けた試験検査機関が試験検査

厚生労働二七三)

〇薬事法施行規則第十二条第一項の登 録事項を変更する届出があった旨を 示する件(同)

1

〇使用薬剤の薬価(薬価基準)

0) 部

0

を改正する件(同二七五)

四

( 法務三〇六)

〇出入国管理及び難民認定法別表第

る地域の一部を改正する件

O農林水産業施設災害復旧事業費国庫 農業用施設に係る同条第三号の農林 変更を定める件の一部を改正する件 第五号の農林水産大臣が別に定める る設計単価又は歩掛の変更及び同条 林水産大臣が別に定める範囲を超え 工事費の額の変更、同条第四号の農 水産大臣が別に定める範囲を超える 則第二条の規定に基づき、農地及び 補助の暫定措置に関する法律施行規 農林水産二三九七)

公

告

定に基づき品種登録を取り消した件 種苗法第四十九条第一項第四号の規 同二三九八)

官庁

諸

事

項

〇保安林の指定をする件

耐空検査員の証を無効とした件 同二三九九~二四〇五)

)療担規則及び薬担規則並びに療担基 示事項等の一部を改正する件 準に基づき厚生労働大臣が定める掲 同二七六)

C

 $\triangleright$ 

 $\mathbb{C}$ 

〇厚生労働大臣が定める傷病名、 正する件(同二七七) 処置等及び副傷病名の一部を改 手

正する件(同二七八)

○感染症の予防及び感染症の患者の医 O厚生労働大臣が指定する病院の病棟 規定に基づき厚生労働大臣が指定す 療に関する法律施行規則別表第一の を改正する件(同二七九) 厚生労働大臣が別に定める者の一部 定方法第一項第五号の規定に基づき における療養に要する費用の額の算

同二八〇)

国土交通八 一六)

七

破産、 相続、

免責、

特別清算、

再生関係 除権決定

公示催告、

失踪、

裁判所

業廃止、

割賦販売法及び割賦販売法

の三の六十一の許可を受けた者の営 割賦販売法に基づく同法第三十五条

施行令に基づく債権の申出関係

〇特掲診療料の施設基準等の一部を改 O住宅の品質確保の促進等に関する法 (関東地方整備局三七五) 関の登録内容を変更した件 律の規定により登録住宅性能評価機

〇道路に関する件

( **九州地方整備局**一四八~一五

人事異動

内閣 人事院 法務省

叙位.叙勲

皇室事項

官庁報告

官庁事項

公示について(金融庁) る日本貸金業協会からの届出に関する 貸金業法第三十三条第二項の規定によ

地方公共団体

免許状失効関係 公債抽せん(東京都区)、 教育職員

会社その他

亖

官

有限会社高野製作所

埼玉県熊谷市成沢千百九十番地

本県熊本市九品寺三丁目十五番四十三号」を「熊本県熊本市中央区九品寺三丁目十五番四十三号」に北迫町三十三番地」を「熊本県熊本市北区北迫町三十三番地」に、宮田鉄筋工業株式会社の項中「熊エー株式会社の項及び南陽産業株式会社の項を削り、同表有限会社中野工務店の項中「熊本県熊本市改め、同表株式会社大濱組の項、有限会社前田組の項、中央機工株式会社の項、シンコウ・エスビー 市八幡西区紅海一丁目十一番二十七号」を「福岡県北九州市八幡西区紅梅一丁目十一番二十七号」に番地」を「愛媛県西条市北条九百六十二番地五十九」に、株式会社三国工業所の項中「福岡県北九州 で、株式会社エヌテックの項、峯松配管有限会社の項、株式会社田口鋳造所の項及び有限会社ウッディ県葛城市大屋五十七―五」に改め、同表白石興業株式会社の項から有限会社豊和コンクリートの項ま クラフトアラキの項を削り、同表株式会社ガルバ興業の項中「愛媛県今治市波方町樋口甲九百九十一

静岡県浜松市西区雄踏町山崎五千七百六十二番地	表中 有限会社伸和工業所	同表
埼玉県入間市狭山ケ原三百五十六番地	日新化工株式会社	
会社の項を削る。	項、有限会社小野の項及び岸部毛織	T
組の項、山王電気株式会社の項、有限会社戸澤	同表	め、
7. 7. 1/1/1/1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1	チンドラ ロココニー・エネル・ココンター 介え	フリガ

塗装 機械加工 機械加工 を\_ 有限会社高野製作所 埼玉県熊谷市成沢千百九十番地

機械加工 に改める

式会社丸秀の項、有限会社吉澤工務店の項、株式会社イトーの項、有限会社共栄商事の項、富山県金作所の項、株式会社高橋製作所の項、有限会社佐々木鉄筋工業の項、有限会社アカホリ部品の項、株社マルエヌの項、共立工業株式会社の項、株式会社山口建興の項、株式会社堀川製作所の項、藤代製業の項、株式会社KONNOPROの項、秀栄継手工業株式会社の項、株式会社ベルコの項、株式会業の項、株式会社ベルコの項、株式会 株式会社大栄鉄工所の項及び株式会社大栄コーポレーションの項を削り、同表に次のように加える。ソノルカエンジニアリング株式会社の項から有限会社トイチの項まで、コアキャスト株式会社の項、 型協同組合の項、 有限会社酒井鉄筋工業の項、 株式会社東北モールドの項、株式会社瀬田製作所の項

株式会社石橋組 株式会社アオノ 株式会社村井工務店 株式会社大宮鍍金工業 株式会社相模鉄筋工業 有限会社コーワ建設工業 号 静岡県浜松市中区高丘東一丁目六番| 小番地 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目百八十 の二福岡県久留米市安武町住吉五百四十九番地 東京都稲城市東長沼千七十五番 福島県郡山市逢瀬町河内字平内三十八番地 福島県郡山市御前南五丁目五十八番地 号 十五 形ラスチッ 建 めつ 鉄筋施工 型枠施工 型枠施工 設機械施工 き ク成

**\* \* \* \* \*** 

第三号中「 平成 <u>+</u> 一年七月一日」 を 平成二十五年八月二十七日」に改める

# 〇厚生労働省告示第二百七十三号

る省令(平成十六年厚生労働省令第六十一号)第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関す薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を 廃止する旨の届出があったので、 同条第二項の規定に基づき公示する。

厚生労働大臣 田村 憲久

平成二十五年八月二十七日

番登 号録
氏名又は名称
住
所
事業所の所在地試験検査を行う
区分検査の
廃止の日

# 〇厚生労働省告示第二百七十四号

り変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。 規定により、平成二十五年五月七日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとお に規定する試験検査機関の登録に関する省令(平成十六年厚生労働省令第六十一号)第三条第二項 受けた試験検査機関である株式会社再春館安心安全研究所について、薬事法施行規則第十二条第一項 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を 0

平成二十五年八月二十七日 厚生労働大臣 囲 村 憲久

住所

変更後 変更前 試験検査を行う事業所の所在地 熊本県熊本市中央区帯山四丁目熊本県熊本市中央区本荘三丁目 一七番一号二番一九号

〇厚生労働省告示第二百七十五号 変更後 変更前 熊本県熊本市中央区帯山四丁目一七番一号 熊本県熊本市中央区本荘三丁目 一番一九号

価基準(平成二十年厚生労働省告示第六十号) 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号) の 一部を次のように改正する。 の規定に基づき、 使用薬剤の薬価

薬

平成二十五年八月二十七日 厚生労働大臣 囲 村 憲久

別表に第28部として次のように加える。

イーフェンバッカル鏡400/kg イーフェンバッカル錠200/kg アラグリオ内用剤1.5g アラベル内用剤1.5g イルトラ配合錠L D イルトラ 配合錠HD , 一フェンバッカル錠600 //g . 一フョンバッカル競50/kg ーフェンバッカル第100 //g ーケプラドライシロップ50% ーレ

リン

バ

カ

大

な

の

は

800 µg 믑 <del>S</del>† 第28部 K **1** 训  $\mathbb{H}$ 徭 戡 桮 24 800µg1  $600 \mu g1$  $400 \mu g1$  $200 \mu g 1$  $50 \mu g 1$  $100 \mu g 1$ 50%11.5g 1洲 .5g 50 鎮鎮鎮鎮鎮鎮鎮鎮 瓶瓶 R 87,867.30 87,867.30 揪 1,675.20 1,378.60 1,923.60 988.00 708.10 507.50 253.90195.80  $\mathbb{H}$ 亩

官

				る	に改める		剤	アバタセプト製剤」	バタエ	ア.	旦寿	ン製え	フチン集斉」を	トレレ	メ	老第九中	另 表	
ćn	日村湯ク		負	りら。	女 5 厚		· 製 剤	レプチン	トレ	- ブ メ	> -  10	訓 (	1° -{	/ 月 / 二	( 4	第 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	₹ P	
			動る。	上 正す	のように改正する	よう	で次の	の一部を次		士	小第六	1 告示	労働	平戈二十五千人月二十二日   平戈二十五千人月二十二日   基準等( 平成二十年厚生労働省告示第六十三号)	二十年	又 ( 平 成		其
¢π	特掲診療料の施設		ゔキ	. に 基	の規定に基づき、		-九号)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	省告二	一労働	一厚生		平一成一	診療報酬の算定方法(平成二十四年)	算定式	`報 <b>ラ</b> ・翻 <b>個</b>	診療な	. (
												를 클	년  -	形 三 写	= - - - -	万句。 動旨		こに
	一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。)」	である	内で	分以針	十月日	がせ	薬量	一回の投	D	Ū I	計合統	ベルリ	ルナ	LD及びルナベル配合錠ULD(一回の		トラ配合錠	イルトー	イ
	イル、ラ配合淀HO、	プレ		台 淀	i 記	ごレ	スタリごルヾ配合淀、		淀	記合	レジ	J X	バス	┴ <b>∑</b>		第十第二号→る。	が 第 る。 ************************************	χħ
	レレプチン製剤及びアバタセプト製剤」に改	ハタセ	アバ	及び	製剤	チン	レプ	メト	を「、	剤」	ノン製	レプチン製剤」を「	トレ	-「及びメ	中「五	第一号	第十第一号中	
	田村 憲久	臣	働	生労	厚							日 .	十七日	八月二	÷.	灰二十	平	
ĆII	部を次のように改正する。 ひに療担基準に基べき厚生労働大臣が定める	つ。 学生 労	すき	改差	ように改正する。 基準に基づき厚供	の担よ	一部を次	の質	七号)	第百び	□告 排 手 目	野 勝 野	八年厚生労働省告示第百七号)に基へき、療担規則及ひ薬担果	成十八年厚生規定に基づき	平の	示事項等(	掲示事項等(一条第三号へ	掲 —
	に第二年の取り	規定による療養の	号よう	第定に	十の果規	l 第法:	四号)第二十関する法律の	: 十に:	、	、厚の ド 生 医	- 八齢:   二八齢:   年 者	和びま	のないのでは、	関する基準(昭一条第二号へ並	関する	及び担当に		・い並
	第二号へ及びト	一十条	第	号)	十 五	令第	生省	(和三十二年厚生省令第十五号)	和三	へ 昭	規訓	<b>愛</b> ラ 担 ラ	医 - 原 -	保険医療機関及び保険医療養担当規則原生労働省告売第二百十二万号	関した	医療機		(
	123.00	校	mg 1	$\infty$								3	5		・一プ8 Mg	ラカゴー		)
	89.30	校:	4 mg1	4										$-\mathcal{T}_4$ mg	74	ソノテ	ָ תֻ	
	_														( <del>Q</del>			
	州 日 自	Ē.		<b>#</b>	格		規			*					п-	뮤ㅁ		
						採		H			7	外						
	6,972	7	サジ	nL1	300μg3 mL1 キッ	300							0 <i>µ</i> g	皮下注300µg	ア東、	キスミ	IJ ÷	
· n	4,918	厘	mL1	mg1 mL1	1							13	<u> </u>	べ静注1 mgシリンジ ( <b>リ</b> )	(単注1	叮	¥ Y	
	231,866	叛	mLl	420mg14mL1	4201						mL	3/141	42Umg	タ点滴静注420mg/14ml ( <b>ほ</b> )	( ) 列型	ンーシェ	>	
			_								•	2		+ + +	(F. H.)			
] 別	27,171	重	mL1	125mg1 mL1	1251					ıL	ジ1 m	Ú Y	5mg≥	オレンシア皮下注125mgシリンジ1 mL	· 大 大	12	14	
四年	332	逝	mL1	g100	1,000mg100mL1	_							mg	オ静注液1000mg	帯注着(せ	アセリオ	Y	
養賃に名	围														<u>9</u> †			
り ( ) 厚 [				無	" 格	张	規	75	Nt	₩	н	Ĥ			п-	뮤피		
O .	327.90	際			-	Ú‡		Ţ.	ID-		T	í	D	淀UL	ルナベル配合館UL	ナベル	7	
Ľ	56.40	常	60mg1	60										ク 繁60mg <b>み</b> )	<b>〜</b> 🥹	で ロ リ	7	
ā	38.90		40mg1	40										錠40mg	13	, I, II I		
長	20.60	幣	20 mg  1	20										ク錠20mg	13 /	ピロリ	7	
J J	36.40	7	TSIIIO	00										ノンシン 紫bollsti	トペ		7	
丙 賃 名 省			40mg1	40										類40mg	ジンクサ	         	₹ \ 	
) 厚		齊	20 mg 1	20										錠20mg	シケ	77	ĎIJ	
区	_														رن رن			

平成二十五年八月二十七日 『生労働大臣』田村』憲久名(平成二十年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正する。省告示第九十三号)別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労厚生労働省告示第二百七十八号

を

也

トラスツズマブ

5 *8*5 U

トラスツズママブ

表の1379 1406

ペアツズ

## に改める。

平成二十五年八月二十七日 『生労働大臣 田村 憲久(に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十年厚生労働者告示第百四十号)の一部を次のように改正する。 『生労働大臣が別に定める者(平成二十年厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療資告示第九十三号)第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労 厚生労働省告示第二百七十九号

別表に次のように加える。 060185xx01x0xx

56	55					t C	7							ç	J J		
ペルツズマブ(遺伝子組換え)当該薬剤の添附文書において記載 された効能又は効果に係るものに限る。)	アミノレブリン酸塩酸塩(当該薬剤の添附文書において記載され た効能又は効果に係るものに限る。)						ベバシズマブ(遺伝子組換え)当該薬剤の添附文書において記載 された効能又は効果(平成25年6月14日に、薬事法第14条第9項							の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認 とれたものに限る。)に係るものに限る。)	アダリムマブ(遺伝子組換え)当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果(平成25年5月16日に、薬事法第14条第9項		
090010xx01x5xx 090010xx99x5xx	010010xx01x00x	010010xx9907xx	010010xx99050x	010010xx9904xx	010010xx97x7xx	010010xx97x5xx	010010xx97x4xx	010010xx01x8xx	010010xx01x7xx	010010xx01x5xx	010010xx01x4xx	060185xx99x3xx	060185xx99x1xx	060185xx99x0xx	060185xx97x1xx	060185xx97x0xx	OOOLOGAAOLAOAA

地方厚生(支)局医療課長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)については、平成25年厚生労働省告示第275号をもって改正されるとともに、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。)及び「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)が、平成25年厚生労働省告示第276号及び第277号をもって改正され、同日付で適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
  - (1) 薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった新医薬品(内用薬18品目、注射薬5品目及び外用薬2品目) について、薬価基準の別表に収載したものであること。
  - (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	10, 233	4, 133	2, 630	2 7	17,023

### 2 薬価基準等の一部改正に伴う留意事項について

- (1) アセリオ静注液1000mg
  - ① 本製剤の効能・効果は「経口製剤及び坐剤の投与が困難な場合における疼痛及び発熱」とされているので、経口製剤及び坐剤の投与が困難で、静注剤による緊急の治療が必要である場合等、静注剤の投与が臨床的に妥当である場合に限り算定するものであること。なお、経口製剤又は坐剤の投与が可能になった場合には速やかに投与を中止し、経口製剤又は坐剤の投与に切り替えること。
  - ② 本製剤は、開封後は速やかに使用して残薬を破棄する製剤であることから、 薬剤料は瓶単位で算定すること。

### (2) オレンシア皮下注125mgシリンジ1mL

- ① 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「過去の治療において、 少なくとも1剤の抗リウマチ薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合 に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤はアバタセプト製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下、「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」 在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器 加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

### (3) リキスミア皮下注300μg

- ① 本製剤はグルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストであり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C 101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在 宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加 算は算定できないものであること。
- ③ 本製剤の自己注射を行っている者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を 行うために血糖自己測定器を使用した場合には、インスリン製剤の自己注射を 行っている者に準じて、医科点数表区分番号「C150」血糖自己測定器加算を算 定できるものであること。

### (4) ルナベル配合錠ULD

- ① 本製剤の効能・効果は、「月経困難症」であること。
- ② 本製剤が避妊の目的で処方された場合には、保険給付の対象とはしないこと。
- ③ 本製剤は、新医薬品(薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。)として承認されたものであるが、掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日間を限度とする。)の適用に当たっては、本製剤の効能・効果に係る疾患の特性や治験の成績を勘案し、特例的に当該の投薬期間制限を14日間ではなく30日間として取り扱うこと。

### 3 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) アバタセプト製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。
- (2) 新医薬品(薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の4第1項第1号に規定する 新医薬品をいう。)については、薬価基準の収載の翌月の初日から起算して1年間

は、原則、1回14日分を限度として投与又は投薬することとされているが、処方日数制限を行うことが合理的でないと考えられる新医薬品について、当該処方日数制限の例外を設けているところ。

今般、掲示事項等告示の改正によって、新たに当該制限の例外とされる新医薬品は、次のとおりであること。

- ・イルトラ配合錠HD及びイルトラ配合錠LD
- ・ルナベル配合錠ULD(ただし、1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。)
- 4 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

アバタセプト製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

- 5 関係通知の一部改正について
- (1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年 3月5日付け保医発0305第1号)の一部を次のように改める。
  - ・ 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 及び別添 3 区分 0 1 (5) イ中「及びメトレレプチン製剤」を「、メトレレプチン製剤及びアバタセプト製剤」に改める。
  - 別添3別表1中「及びメトレレプチン製剤」を「、メトレレプチン製剤及び アバタセプト製剤」に改める。
  - 別添3別表2に次のように加える。

アバタセプト製剤

- (2) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)の別添1の第2章第2部第2節第1款C101在宅自己注射指導管理料の(10)の次に次のように加える。
  - (11) アバタセプト製剤については、皮下注射により用いた場合に限り算定する。

## 薬価基準告示

	N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
1	内用薬	アラベル内用剤 1. 5 g	アミノレブリン酸塩酸塩	1. 5g1瓶	87, 867 . 30
2	内用薬	アラグリオ内用剤1.5g	アミノレブリン酸塩酸塩	1. 5g1瓶	87, 867 . 30
3	内用薬	イーケプラドライシロップ50%	レベチラセタム	50%1g	253.90
4	内用薬	ボ イーフェンバッカル錠50μg	フェンタニルクエン酸塩	50μg1錠	507.50
5	内用薬	廊 イーフェンバッカル錠100μg	フェンタニルクエン酸塩	100μg1錠	708.10
6	内用薬	麻 イーフェンバッカル錠 2 0 0 μ g	フェンタニルクエン酸塩	200μg1錠	988.00
7	内用薬	麻 イーフェンバッカル錠400μg	フェンタニルクエン酸塩	400μg1錠	1,378.60
8	内用薬	麻 イーフェンバッカル錠600μg	フェンタニルクエン酸塩	6 0 0 μ g 1 錠	1,675.20
9	内用薬	ボ イーフェンバッカル錠800μg	フェンタニルクエン酸塩	800μg1錠	1, 923 . 60
10	内用薬	イルトラ配合錠HD	イルベサルタン /トリクロルメチアジド	1 錠	195.80
11	内用薬	イルトラ配合錠LD	イルベサルタン /トリクロルメチアジド	1 錠	130.50
12	内用薬	ウリアデック錠 2 0 m g	トピロキソスタット	20mg1錠	20.60
13	内用薬	ウリアデック錠 4 0 m g	トピロキソスタット	40mg1錠	38.90
14	内用薬	ウリアデック錠 6 0 m g	トピロキソスタット	60mg1錠	56 . 40

	Nо	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
15	内用薬	トピロリック錠 2 0 m g	トピロキソスタット	20mg1錠	20.60
16	内用薬	トピロリック錠40mg	トピロキソスタット	40mg1錠	38.90
17	内用薬	トピロリック錠60mg	トピロキソスタット	60mg1錠	56 . 40
18	内用薬	ルナベル配合錠ULD	ノルエチステロン /エチニルエストラジオール	1 錠	327.90
19	注射薬	アセリオ静注液1000mg	アセトアミノフェン	1,000mg100mL1瓶	332
20	注射薬	オレンシア皮下注125mgシリンジ1mL	アバタセプト (遺伝子組換え)	125mg1mL1筒	27, 171
21	注射薬	パージェタ点滴静注420mg/14mL	ペルツズマブ(遺伝子組換え)	420mg14mL1瓶	231, 866
22	注射薬	ボンビバ静注 1 mgシリンジ	イバンドロン酸ナトリウム水和物	1mg1mL1筒	4, 918
23	注射薬	リキスミア皮下注300μ g	リキシセナチド	300μg3mL1キット	6, 972
24	外用薬	ビソノテープ 4 m g	ビソプロロール	4mg1枚	89.30
25	外用薬	ビソノテープ8mg	ビソプロロール	8mg1枚	123.00

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発第0305第1号)

別添1

第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療

第2節 在宅療養指導管理料

第1款 在宅療養指導管理料

C101 在宅自己注射指導管理料

 $(1) \sim (10)$  (略)

(11) アバタセプト製剤については、皮下注射により用いた場合に限 り算定する。

改正後

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

### 【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝 固第Ⅵ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液 凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換之型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血 液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固 因子抗体汙回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺 激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチ ンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜 灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルフ ァ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モル ヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプ チド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透 析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI。製剤、 エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタ

別添1

第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療

第2節 在宅療養指導管理料

第1款 在宅療養指導管理料

C101 在宅自己注射指導管理料

 $(1) \sim (10)$  (略)

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

現行

### 【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝 固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液 凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換之型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血 液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固 因子抗体汙回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺 激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチ ンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜 灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルフ ァ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モル ヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプ チド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透 析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンⅠ。製剤、 エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタ

ン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤及びアバタセプト製剤

### 別添3

区分01 調剤料

- $(1)\sim(4)$  (略)
- (5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロ

ン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤及びメトレレプチン製剤

### 別添3

区分01 調剤料

- $(1)\sim(4)$  (略)
- (5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロ

スタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤及びアバタセプト製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ (略)

(7)~(14) (略)

### 別表1

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾

スタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤及びメトレレプチン製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ (略)

(7)~(14) (略)

### 別表1

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血 液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VII因子製剤、乾

燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換之型血液凝固第IX因子製 剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体 及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺 激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロ ピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロ ニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インタ ーフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィ ン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド -1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジン C製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリ チン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合 剤、アダリムマブ製剤及びテリパラチド製剤、アドレナリン製剤、 ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズ マブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤及びア バタセプト製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射 器(針を含む。)

- 万年筆型注入器用注射針
- 自己連続携行式腹膜灌流のために用いる腹膜透析液交換セット
- 在宅中心静脈栄養用輸液セット
- 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル
- 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

### 別表 2

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾

燥人血液凝固第WID子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤及びテリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤及びメトレレプチン製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)

- 〇 万年筆型注入器用注射針
- 自己連続携行式腹膜灌流のために用いる腹膜透析液交換セット
- 在宅中心静脈栄養用輸液セット
- 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル
- 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

### 別表2

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾

燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブトルファノール製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩

酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブトルファノール製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Lーシステイン塩

酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

### (参考資料1)

## 薬価基準収載品目一覧表(薬効分類別)新医薬品

(内用薬)

	薬効 分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成	分	名	用	法	•	用	量
1	内113	イーケプラドライシロップ50% (ユーシービージャパン株式会社) 000mg (ドライシロップの間隔をあけて1日用量が小児:通常、4歳以上のして40mg/kg)を1日2回にmg/kg (ドライシロップに関以上の間隔をあけて1つ行うこと。ただし、何	として1000mg 小児にはレベチ こ分けて用時溶 として120mg/kg 日用量として20	√ えだラン なん イン えん イン えん イン えん かん イン タン で と で と で	範に かい 経え に	囲ってで適ってででででです。 囲っしとないです。 でったいでする。 からないできる。 からないできる。 できまる。 できるできる。 できるできる。 できるできる。 できるできる。 できるできる。 できるできる。 できるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	セイにす 主 す は し し し し し し し し し し	ヒッてなる) kg 増としプ用おが以( x減でと時おが、以( x減で	11し溶 . 下ド 症 するの ままれる	000mg 2g) 7 2g) く 2g) で 2g) で 3 2g) で 4 2g) で 5 2g) で 4 2g) で 5 2g) で 5 2g 5 2g 5 2g 5 2g 5 2g 5 2g 5 2g 5 2	を1日2回 を1日2回 り1日3 間こッり1日とプロ 1日とプロ 1日は2週 以下 1日は2週 以下 1日は2週 は1日に 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に
		(効能・効果) 他の抗てんかん薬で十分 発作を含む) に対する抗					患者の音	部分発	作(	二次忙	生全般化

	薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分	名	用	法	•	用	量
2	内214	イルトラ配合錠LD イルトラ配合錠HD (塩野義製薬株式会社)	1錠 1錠	イルベサ /トリク チアジド	ロルメ	サルタンドとして	//ト て100m	リク ig/1i	ロル; mg又/	メチアジ
		は高血圧治療の第一選択	楽として用い	ない。						
		(効能・効果) 高血圧症								

	薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成	分	名	用	法	•	用	量
3	内248	(ノーベルファーマ株式会社)	1錠	ン/エ <sup>・</sup> ストラ	チニ・ジン	ルエオール	1日1錠を間経口の表別として、	与し、 以上2 出血z	、その 28日 が終る	の後7 間を払 わって	日間休 3年1周 こいるか
		続いているかにかかわら 	9,29日日/14년	) 火 (7) 店	列州	少疑剤	を放子し	、以依	円休	に裸	り返り。
		月経困難症									

	薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成 分 名	用法·用量
4	内394	トピロリック錠20mg トピロリック錠40mg トピロリック錠60mg (株式会社富士薬品) ウリアデック錠20mg ウリアデック錠40mg ウリアデック錠60mg (株式会社三和化学研 究所)	20 mg 1錠 40 mg 1錠 60 mg 1錠 20 mg 1錠 40 mg 1錠 60 mg 1錠	トピロキソスタ ット	通常、成人にはトピロキソスタットとして1回20mgより開始し、1日2回朝夕に経口投与する。その後は血中尿酸値を確認しながら必要に応じて徐々に増量する。維持量は通常1回60mgを1日2回とし、患者の状態に応じて適宜増減するが、最大投与量は1回80mgを1日2回とする。
		(効能・効果) 痛風、高尿酸血症			

	薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
5	内729	アラベル内用剤1.5g (ノーベルファーマ株 式会社) アラグリオ内用剤1.5g (SBIファーマ株式会社)	1.5g1瓶 1.5g1瓶	アミノレブリン 酸塩酸塩	通常、成人には、アミノレブ リン酸塩酸塩として20 mg/kg を、手術時の麻酔導入前3時 間(範囲:2~4時間)に、水 に溶解して経口投与する。
		(効能・効果) 悪性神経膠腫の腫瘍	簡出術中におり	ける腫瘍組織の可	<b>丁視化</b>

	薬効 分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成	分	名	用	法	•	用	量
6	内821	イーフェンバッカル錠1 00μg イーフェンバッカル錠1 00μg イーフェンバッカルのμg フェンバッカルのμg フェンバッカルのμg フェンバッカルル錠4 00μg フェンバッカルル錠6 00μg フェンバッカルル錠6 00μg スーク フェンバッカルルのμg フェンバッカルルのμg スーク	100 μ g1錠 200 μ g1錠 400 μ g1錠 600 μ g1錠 800 μ g1錠 π量までののの対象に対する投与	エン酸 乳出 和g l に シの 前回 と	は塩	み追加: して至: さ与から ること。	又上さ用フ20一量期ンの効投適 4 は顎せ量ェ0、段をにタい果で量 間 間 10日 5 調ン 4 階決 回二ずがきを じ	.)歯,節タ00ず定10ルれ得る1 上フμgの 期二、つす突とから。回 上ってを歯 にル60適るとしのれ 投 す	ン開茎 、と0、宜。出て用な 与タ始と 症し8調なに1重い す	ニ用頬 状て00節おMIで場 るル量間 原回μgし、対00十合 こ	とと聞 な 50 用で 60c として じ 0の至量で 60cなは とて、溶 て 1順適調ア μ鎮、 して、溶 のに用節ェ g痛投 、
			- 14人 1 · 2 /田 /	<u> </u>	,- ,	U / L	4/114 - 45/	114			

### (注射薬)

	薬効 分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分	名	用	法	•	用	量
7	注114	アセリオ静注液1000mg (テルモ株式会社)	1,000mg100mL 1 瓶	アセトアェン	ミノフ	下記のと 静脈内払 <成人に	と与す	るこ	と。	分かけて

通常、成人にはアセトアミノフェンとして、1回300~1000mgを15分かけて静脈内投与し、投与間隔は4~6時間以上とする。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日総量として4000mgを限度とする。ただし、体重50kg未満の成人にはアセトアミノフェンとして、体重1kgあたり1回15mgを上限として静脈内投与し、投与間隔は4~6時間以上とする。1日総量として60mg/kgを限度とする。

### <成人における発熱>

通常、成人にはアセトアミノフェンとして、 $1回300\sim500~mg$ を15分かけて静脈内投与し、投与間隔は $4\sim6$ 時間以上とする。なお、年齢、症状により適宜増減するが、原則として1日2回までとし、1日最大1500~mgを限度とする。

<2歳以上の幼児及び小児における疼痛及び発熱>

通常、2歳以上の幼児及び小児にはアセトアミノフェンとして、体重1~kgあたり1回 $10\sim15~mg$ を15分かけて静脈内投与し、投与間隔は $4\sim6$ 時間以上とする。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日総量として60~mg/kgを限度とする。ただし、成人の用量を超えない。

<乳児及び2歳未満の幼児における疼痛及び発熱>

通常、乳児及び2歳未満の幼児にはアセトアミノフェンとして、体重1 kgあたり1回7.5 mgを15分かけて静脈内投与し、投与間隔は $4\sim6$ 時間以上とする。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日総量として30 mg/kgを限度とする。

(効能・効果)

経口製剤及び坐剤の投与が困難な場合における疼痛及び発熱

	薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用	法	•	用	量
8	注249	リキスミア皮下注 3 0 0 μ g (サノフィ株式会社)	300μg3mL1キット	リキシセナチド	ドとして前に皮下	、20 注射	μgð する	と1日1 。た7	回朝食 だし、1
		日1回 $10\mu$ gから開始し、1週間以上投与した後 $1$ 日1回 $15\mu$ gに増量し、1週間以上投与した後 $1$ 日1回 $20\mu$ gに増量する。なお、患者の状態に応じて適宜増減するが、 $1$ 日 $20\mu$ gを超えないこと。							
	(効能・効果) 2型糖尿病 ただし、下記のいずれかの治療で十分な効果が得られない場合に限る。 ①食事療法、運動療法に加えてスルホニルウレア剤(ビグアナイド系薬剤との併用をむ)を使用 ②食事療法、運動療法に加えて持効型溶解インスリンまたは中間型インスリン製剤 ルホニルウレア剤との併用を含む)を使用								

	薬効 分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成 分 名	用法・用量				
9	注399	オレンシア皮下注125 mgシリンジ1 mL (ブリストル・マイヤーズ株式会社) その後、本剤125mgを週1することもできる。			通常、成人には、投与初日に負荷投与としてアバタセプト(遺伝子組換え)点滴静注用製剤の点滴静注を行った後、同日中に本剤125mgの皮下注射を行い、   125mgの週1回皮下注射から開始				
		(効能・効果) 関節リウマチ (既存治療で効果不十分な場合に限る)							

	薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成 分 名	用法·用量
10	注399	ボンビバ静注1 mgシリ ンジ (中外製薬株式会社)	1mg1mL1筒	ナトリウム水和	通常、成人にはイバンドロン酸 として1mgを1ヵ月に1回、静脈 内投与する。
		(効能・効果) 骨粗鬆症			

	薬効 分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成	分	名		用	法		用	量
11	注429	パージェタ点滴静注420 mg/14mL (中外製薬株式会社) 組換え)として初回投与 滴静注する。なお、初回 まで短縮できる。	-時には840mgを	(遺伝 <del>-</del> :、2回	子組 <u></u> 目り	l換え)  【降は42	と他 おい 日1回 20mg 8	のが、 で、 可、 を60g	語性 通常 ペルン 分かり	腫瘍 、成 ソズマ ナて3	剤との 人に対 週間間	
(効能・効果) HER2 陽性の手術不能又は再発乳癌												

### (外用薬)

	薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法·用量				
12	外214	ビソノテープ4mg ビソノテープ8mg (トーアエイヨー株式 会社) なお、年齢、症状により	4mg1枚 8mg1枚 1日1回4mgから		通常、成人にはビソプロロールとして8mgを1日1回、胸部、上腕部又は背部のいずれかに貼付し、貼付後24時間ごとに貼りかえる。				
		(効能・効果) 本態性高血圧症(軽症~中等症)							

### (参考資料2)

### アバタセプト製剤等の保険適用上の取扱いについて (在宅自己注 射関連)

保険医が投与することができる注射薬については、掲示事項等告示第十第一号に定められているが、平成25年8月27日付け厚生労働省告示第275号をもってアバタセプト製剤(オレンシア皮下注125mgシリンジ1mL)が薬価基準に収載されたことに関連して、同日付け厚生労働省告示第276号及び第277号により掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、同日付保医発0827第2号厚生労働省保険局医療課長通知により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正され、当該製剤が「C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とされた。なお、アバタセプト製剤については、皮下注射により用いた場合に限り算定することとされた。また、従来「C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤であるグルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニストについて、新たな薬剤(リキスミア皮下注300mg)が収載された。

(1) 平成 25 年 5 月 24 日付け厚生労働省告示第 180 号による掲示事項等告示 (平成 18 年厚生労働省告示第 107 号) の改正

### 第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定 める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子 製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾 燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロ トロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン 放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、 ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹 膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、 インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴ ン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、 人工腎臓用透析液(在宅血液透析を行っている患者(以下「在宅血液透析患者」 という。) に対して使用する場合に限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析患 者に対して使用する場合に限る。)、生理食塩水(在宅血液透析患者に対して使 用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用い る場合に限る。)、プロスタグランジン I2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネル セプト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希 釈に用いる場合に限る。)、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェン タニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナ トリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾン メタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断 剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビ プロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、 ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・ Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液 透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して 使用する場合に限る。)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行 っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、 テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン 塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマ ブ製剤、メトレレプチン製剤及びアバタセプト製剤

※改正箇所下線部

(2) 平成 25 年 5 月 24 日付け厚生労働省告示第 181 号による特掲診療料の施設基準等(平成 20 年厚生労働省告示第 63 号)の改正

別表第九

別表第九 在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及 び注入器用注射針加算に規定する注射薬

インスリン製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

ソマトスタチンアナログ

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

※改正箇所下線部

(3) 平成25年5月24日付け保医発0524第4号による「診療報酬の算定方法 の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保 医発0305第1号)の改正

### 第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療

第2節 在宅療養指導管理料

第1款 在宅療養指導管理料

C 1 0 1 在宅自己注射指導管理料

(1)~ (10) 略

(11) アバタセプト製剤については、皮下注射により用いた場合に限り算定 する。

### 第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固 第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換之型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝 固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換之型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液 凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因 子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激 ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチン アナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌 流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ 製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒ ネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチ ドー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析 液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I 2製剤、エ タネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン 製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシ コドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デ キサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタス ルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸 製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、 プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチル

リチン酸モノアンモニウム・グリシン・L - システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤及びアバタセプト製剤

(2) 以下略

※改正箇所下線部

(日本医師会医療保険課)